

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

栃木国民年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年6月まで
年金事務所によると、申立期間の国民年金保険料は、還付されているとのことだが、還付を受けた記憶は無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、昭和56年9月14日付けで還付処理されている。

しかしながら、申立期間のうち昭和56年4月及び同年5月については、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたと認められることから、当該期間については、国民年金保険料の納付済期間とすることが必要である。

一方、申立期間のうち昭和56年6月については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、当該特殊台帳には、還付金額及び還付決定日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、申立人に対し当該期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成12年10月1日から13年5月1日まで及び同年6月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を、12年10月から同年12月までは16万円、13年1月は15万円、同年2月は16万円、同年3月は13万4,000円、同年4月は16万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月及び同年9月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間は、ねんきん定期便で確認できる保険料納付額と、給与明細書で確認できる保険料控除額が相違している。当該期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までは16万円、13年1月は15万円、同年2月は16万円、同年3月は13万4,000円、同年4月は16万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月及び同年9月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年5月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額を超えていることから、当該期間について記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年10月27日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を8年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年8月1日まで
② 平成8年10月1日から10年10月27日まで

ねんきん定期便により厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、標準報酬月額が当時の給与に対して大幅に低い金額となっている。申立期間当時、給与が下がったということは無かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年9月までは36万円と記録されていたが、同社が適用事業所でなくなった同年10月27日付けで申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、当該期間の標準報酬月額が、いずれも20万円に訂正されていることが確認できる。

一方、当該事業所が提出した給与台帳によると、申立人を含む4人は、いずれも当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除が行なわれていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間②当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間②当時、役員ではなかったことが確認できる上、事業主及び元同僚から、「申立人は、

製造業務に携わっており、社会保険関係の業務には携わっていなかった。」との証言が得られていることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年9月までは36万円に訂正することが必要である。

申立期間①については、申立人は、30万円程度の給与であったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、平成7年10月1日付けの定時決定により、32万円から22万円に変更されていることが確認できる。

また、当該事業所が提出した給与台帳から、当該定時決定は、平成7年5月から同年7月までの給与総支給額に基づき、適切に標準報酬月額が算定されている上、申立人の申立期間①に係る給与から、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、遡^{そきゅう}及して訂正されているなど不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から同年11月1日まで

昭和44年9月からA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることが分かった。当時の給与明細書を提出するので申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び上司、同僚の証言から、申立人は、A社に昭和44年9月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年8月1日から13年10月1日までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を12年8月から13年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から15年6月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。銀行預金通帳の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年8月1日から13年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、12年8月から13年9月までは28万円とされていたところ、13年3月8日付けで、12年10月の定時決定が取り消され、当該期間の標準報酬月額は、11万8,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されており、当該事業所の役員3人及び申立人以外の一般従業員2人についても、申立人と同様に標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票及び事業所別滞納状況表により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認でき、元事業主からは、「申立人は、Bとして勤務しており、社会保険事務については関与していない。」との証言を得ていることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成12年8月から13年9月までの期

間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、28 万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 13 年 10 月 1 日）において 11 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については、^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 6 月 1 日までの期間について、申立人から提出された銀行預金通帳の給与支給額は、オンライン記録上で確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、厚生年金保険料の控除額及び報酬の総額を確認することができない上、市から提出された「賦課資料（所得照会書）についての回答書」で確認できる平成 13 年から 15 年までの社会保険料控除額は、当該期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額（11 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料控除額とおおむね一致する。

このほか、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 15 年 5 月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月4日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

また、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は20万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は19万5,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したとしているが、当該事業所で保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成5年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までを30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社での資格喪失日が平成5年6月30日になっている。同年9月30日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主が証明した厚生年金保険に係る資格喪失証明書により、申立人が平成5年9月30日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所は同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る資格喪失日は、当初、平成5年10月1日であったところ、同年12月28日付けで同年6月30日に遡^{そきゅう}及して訂正されており、申立人以外の被保険者4人についても同日に同様の遡^{そきゅう}及喪失処理が行われていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年6月30日に遡^{そきゅう}及して資格を喪失する処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年10月1日であると認められる。

また、平成5年6月から同年9月までの標準報酬月額については、同年5月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年2月から9年4月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

また、申立期間②に係るB社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年6月から10年1月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から9年5月1日まで
② 平成9年6月1日から10年2月1日まで

ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が大きく引き下げられていることを知った。給与の大幅な変更は無かったため、確認の上、記録の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年2月から9年4月までは44万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月1日以降の10年2月26日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか13人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、役員であったことが確認できるが、業務内容は医薬品の販売であったとしているところ、当時の同僚は、「社会保険の手続は事業主の母親が行っていた。」と証言している。

さらに、元事業主は、「当該事業所において社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員から遡^{そきゅう}及訂正について聞かされた。」、「社会保険の手続は事業主の母親が行っており、申立人は関わっていなかった。

当該^{そきゅう}遡及訂正処理の最終判断は自分が行った。」と証言していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年2月から9年4月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年6月から10年1月までは26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月1日以降の同年6月12日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか7人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本において、申立期間当時、役員ではなかったことが確認でき、申立人は、医薬品の調剤を行っていたところ、当時の同僚は、「社会保険の手続は事業主の母親が行っていた。」と証言している。

さらに、当時の従業員は、当該事業所において社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員が会社に訪れていたと証言しているところ、元事業主は、「当該事業所において社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から^{そきゅう}遡及訂正について聞かされた。」、「社会保険の手続は事業主の母親が行っており、申立人は関わっていなかった。当該^{そきゅう}遡及訂正処理の最終判断は自分が行った。」と証言していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年6月から10年1月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年10月まで
平成元年3月に会社を退職した後、父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと思う。申立期間が未加入期間とされ、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月に会社を退職した後、その父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと主張しているが、その父親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録からは、申立人が現在までに国民年金に加入した事実は確認できず、当時、居住していた市の市役所に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月及び同年3月
申立期間の国民年金保険料を二重に納付したため、領収書を2枚所持しているが、年金事務所によると、重複分は還付されているとのことだった。しかし、還付を受けた記憶は無く、このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立期間に係る国民年金保険料が重複して納付されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、還付金額、還付期間及び還付決定年月日が明確に記載されており、この記載内容自体に不合理な点はなく、社会保険事務所（当時）において還付に関する一連の事務処理が適正に行われたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の国民年金保険料については還付を受けた記憶が無いとするのみであり、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで

申立期間当時は学生で A 区に住んでいたが、実家の母が B 市で国民年金の加入手続や保険料の納付をしてきていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親の記憶はあいまいであることから、国民年金の加入状況等が不明である。

また、オンライン記録からは、申立人が現在までに国民年金に加入した事実は確認できず、申立人が居住していた B 市及び A 区に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人の住所は昭和 59 年 4 月に A 区に異動していることが戸籍の附票より確認できることから、当該異動以後は、その母親が B 市において申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年7月まで

国民年金については、老後の生活や、万一障害を負った時のことを考えて、加入できる期間はすべて加入し保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未加入とされ、保険料の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続を行った時期や、保険料の納付方法等について記憶していないとしているが、申立人が所持する年金手帳及び市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和50年8月13日に国民年金に任意加入したことが確認でき、任意加入の場合、制度上、さかのぼって加入することはできず、加入手続を行った日が資格取得日となることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 9 年 2 月 4 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社が保有する従業員名簿等から、申立人が当該期間の大部分について、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保有する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の写しから、事業主が申立人について、オンライン記録どおりの資格得喪の届出を行っていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち1か月を除き給与明細書を提出しており、これを見ると、いずれも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、申立人は、申立期間中の平成 8 年 5 月 15 日を支給日とする無記名の給与明細書を所持しており、これを見ると厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、事業主は当該給与明細書について、「申立人が入社する際、標準的な給与支給額を示すために作成したものである。当時、給与の支給日は毎月 5 日であったが、当該給与明細書では申立人の入社日（平成 8 年 5 月 16 日）の前日を支給日としている。」としており、前出の給与明細書及び従業員名簿から、事業主の説明内容どおりの事実が認められるとともに、申立人もこの説明に納得している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 6 月 1 日まで
年金の記録では、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている。
申立期間当時、私はA社の代表取締役で、平成 11 年 3 月から同年 8 月までは 130 万円、同年 9 月から 12 年 5 月までは 50 万円の報酬を得ていた。
給与明細書も提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 3 月から同年 11 月までは 59 万円、同年 12 月から 12 年 5 月までは 50 万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった 13 年 3 月 31 日以降の同年 4 月 3 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるが、「社会保険事務所（当時）に出向いたこともなければ、標準報酬月額の変更の話も聞いたことがない。」と証言しているところ、当該事業所の監査役で事務担当者であった申立人の妻は、「滞納保険料を解消するためには、このような処理をするしかない、という説明を社会保険事務所の職員から受けて、申立人と相談の上書類に押印した。」と証言している。

また、当該事業所に係る滞納処分票において、事業主である申立人、もしくは当該妻が数回にわたって厚生年金保険料の納付の猶予を求める交渉を行っていたことが詳細に記されていることから、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行なったとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 25 日から 39 年 3 月 21 日まで
② 昭和 39 年 3 月 21 日から 40 年 3 月 30 日まで

A社B所及びC社（現在は、D社）に勤務した期間が厚生年金保険に未加入とされているが、給与から保険料が控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務状況についての記憶から、申立人は、A社B所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社B所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、事業主の名前の姓しか覚えておらず、同僚についても具体的な記憶が無いことから特定することができず、当時の状況等について確認することができない。

申立期間②について、申立人の勤務状況についての記憶から、申立人は、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に照会したところ、「申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無く、当時学生であったとする申立人を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。」と回答している。

また、当該事業所が加入しているE健康保険組合に照会したところ、「申立期間に係る関連資料等は存在せず、事情は不明である。また、学生については社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚について、具体的な記憶が無いことから特定することができず、当時の状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月 20 日から同年 3 月 31 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
③ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 3 月 31 日まで

申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所、申立期間③についてはC事業所に、いずれもDとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るすべての事業所を管轄しているE事業所からの回答及び辞令の写しにより、申立人が申立内容のとおり、臨時的任用（期限付採用）のDとして勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

また、E事業所は、「適用事業所の登録は昭和 61 年 4 月 1 日からであり、それ以前は社会保険制度に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人と同じDとして勤務していた同僚はいなかったとしており、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1025

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 20 日から同年 11 月 21 日まで

平成 13 年 11 月から A 社でパートとして勤務し始め、14 年 6 月ごろから正社員になり、16 年 6 月に退職した。社会保険加入を条件に入社し、途中で退職したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間を含む平成 13 年 11 月から 16 年 6 月まで A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る平成 14 年の賃金台帳により、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、申立人について、「申立期間はパート扱いだった。夫の扶養に入り、確定申告をするとのことだったので、社会保険へ加入させていなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間については、当時の夫の健康保険被扶養者として認定されている上、国民年金の第 3 号被保険者期間となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。